最終更新日：2020年6月29日

浜井産業株式会社
代表取締役社長 武藤　公明
問合せ先：常務取締役管理担当兼経理部長　山畑　喜義
証券コード：6131
http://www.hamai.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向にすばやく対応するため、経営判断の迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、経営の透明性・健全性の確保により、経営の監視機能を強化する等の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題と認識し、取締役会、監査等委員会及び内部監査部門等の機能向上、連携強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則４－２－１　経営陣の報酬】
経営陣の報酬は、固定報酬に加え当年度業績に合わせ変動する賞与となっております。持続的な成長に向けたインセンティブとしての中長期的な業績連動や自社株付与等については実施しておらず、今後の課題として当社の業績及び財務状況を勘案しながら、継続して検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
政策保有株式につきましては、事業シナジーや企業連携が見込め、発行会社との取引関係の維持・拡大を通じた中長期的な企業価値の向上を保有目的とし、適時取締役会にて、保有意義・目的などの定性面に加えて関連する収益や受取配当金などのリターン及び資本コストを踏まえ、保有の合理性について総合的に検証し、保有継続につき見直しを行っております。また、保有意義が認められなくなった銘柄については、必要に応じて保有株式の売却を検討いたします。なお、その議決権の行使につきましても、取締役会にて、当社の企業価値向上の観点から検討を行い、対応しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
関連当事者取引につきましては、法令の定めるところにより、利益相反とならないようあらかじめ取締役会の承認を必要とすると同時に、四半期決算ごとに各取締役から、書面にて当該取引の有無を申告のうえ、内容を確認する等厳格な運営を行っております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1) 経営理念は、当社ホームページ上で開示しております。経営戦略等につきましては、決算短信等において詳述しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「浜井産業 コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページ上で開示しております。
(3) 役員の報酬等の決定につきましては、本報告書「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1．機関構成・組織運営等に係る事項」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。
(4) 取締役会が取締役候補の選任、指名を行う場合は、取締役会においてその職責・実績などの観点から、下記の選任・解任基準に照らし合わせて事前に十分な協議を行った上で、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問の上、答申を受け、その答申内容を踏まえ決議をおこなっております。また、執行役員等の経営幹部の指名については、推薦者たる取締役が、その対象者の選任理由につき、取締役会で説明を行い、十分な議論を尽くした上で、選任しております。
取締役の選任基準：
1．当社経営理念を十分に理解し、体現できる優れた人格・見識を有すること
2．企業価値向上のための意思決定、監督を行い、当社取締役会に貢献できる経験・知見を有していること
取締役の解任基準：
1．反社会勢力及び社会的に非難されるべき関係が認められる場合
2．重大な法令違反への関与が認められるなどして、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合
3．取締役選任基準の要件を明らかに満たすことが難しい場合
(5) 各取締役につきましては、その略歴を招集通知にて記載し、更に社外取締役については招集通知にて選任理由を記載し、株主総会においてそれぞれの選任理由を説明しております。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離しており、取締役会にて意思決定に関する議論を行っております。また、業務執行の委嘱範囲は、社内規程等で定めており、現状では、経理部長、工場長兼技術本部長、営業本部長の職務が一部の取締役に委嘱されております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役を選任する際の基準として、金融商品取引所が定める独立性判断基準を充たすことに加え、以下の「社外取締役を選任するための独立性に関する方針」を決め運用中であります。
(1) 社外取締役は、様々な分野に関する豊富な知識と経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から業務を行うことのできる者であるこ

と。
(2) 社外取締役選任の目的(独立して経営の監視、チェックにあたる)に適うよう、その独立性に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は、対象外とする。

【補充原則4－11－1　取締役会の多様性及び規模、取締役の選任に関する方針・手続】
取締役会における代表取締役を除く6名の内訳は、金融機関出身者が2名、うち1名が経理部長として財務全般も管理監督しております。また生産全体を管理監督する工場長兼技術本部長が1名、受注・生産会社である当社にとって重要な営業担当として営業部門全体を統括管理する営業本部長が1名、法的観点から有益なアドバイス等をいただける弁護士が1名、さらに同業他社の生産管理、経営を担当した経験者が1名就任しており、その構成は多様性に富んでおり、それぞれの専門的知識・経験・能力を如何なく発揮できる状況にあります。また、6名のうち、3名は社外取締役であり、監査等委員を兼務しております。このような体制からも、経営の監視、チェック機能は十分に果たし得る体制構築ができているといえます。

【補充原則4－11－2　取締役の兼任状況】
当社は、社外役員の他社の役員兼務状況について常に把握をしており、その状況は、招集通知「重要な兼職の状況」において開示しております。また、兼職が多く当社の業務に差し障りがあるような該当者は、現状存在しておりません。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性についての分析・評価】
取締役会の実効性評価においては自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。2019年度においては、各取締役へのアンケート調査を実施し、その結果を2020年3月末の取締役会にて報告、今後の課題や経営戦略について議論を行いました。その結果、取締役会の運営については、資料の事前配布が適切に行われていることや議題に対する活発な意見の表明等がなされ活発な議論が行われていることが、あらためて確認されました。一方で中長期的な成長に向けた経営戦略の議論をより一層充実させていくことが必要であるとの認識を共有することができました。当社は、本実効性評価を踏まえて、取締役役会の実効性をより高めていくように努力してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役の支援体制・トレーニング方針】
取締役に対するトレーニング方針については下記の通りとしております。
・取締役は、適宜適切に社外セミナーや各種研修会等の利用を通じて、その職務を適切に果たすための知識の習得や更新を行い、能動的に情報を収集し研鑽を積むものとします。なお、セミナーの参加費等の費用については、会社負担で利用できるものとします。
・新任社外取締役に対しては、会社各部門を分掌する担当取締役及び部門長より、その業務の内容・組織・状況等の説明を受ける機会を設けており、十分な理解を得ることができるものとします。また、同じように就任後においても、必要に応じて情報・知識の習得が可能な体制となっております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に取り組んでおり、株主との対話に関する基本方針として下記のように規定しております。

(株主等との対話者)
管理担当取締役が、当社における株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、管理担当取締役や総務部長等が行う。
(対話を補助する社内体制)
株主等との建設的な対話に資するよう、社内のIR、企画、財務、経理、営業等の各部門が定期的に協議する等、有機的に連携する体制を構築する。
(対話の手段の充実に関する取り組み)
株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、株主総会や年2回の決算発表に合わせた記者会見や当社ホームページにおける開示等のほか、必要に応じて投資家向け説明会を実施し、建設的な対話の充実に努める。
(社内へのフィードバック)
IR部門と担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を社外役員を含む取締役会にて定期的かつ適時に報告し、情報共有する。
(インサイダー情報の管理)
株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ＦＵＪＩ	320,900	9.32
明治安田生命保険相互会社	246,000	7.14
浜井産業取引先持株会	155,200	4.50
株式会社みずほ銀行	132,300	3.84
ＪＦＥエンジニアリング株式会社	122,000	3.54
武藤　公明	93,875	2.72
ファナック株式会社	75,000	2.17
武藤　公志	46,985	1.36
越智　通武	29,900	0.86
浦上　浩	23,400	0.67

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・当社には、親会社、上場子会社はありません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森田　淳一郎	他の会社の出身者											○
政木　道夫	弁護士								○			
青木　眞徳	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

森田　淳一郎	○	○	明治安田生命保険相互会社出身	明治安田生命保険相互会社の出身であり、金融機関出身者としてその金融面の豊富な知識と経験から、常勤監査等委員として監査業務に従事しており、社外取締役として適任と判断しております。 なお、明治安田生命保険相互会社は当社資本上位会社でありますが、明治安田生命保険相互会社出身の当社役員は他になく、営業上の取引関係及びその他の利益関係はありません。 また、森田淳一郎氏との間に特別な利益関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。
政木　道夫	○	○	社外取締役の政木道夫氏は、当社の顧問弁護士契約先のシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士でありますが、シティユーワ法律事務とは顧問弁護士の関係のみであり、営業上の取引関係及びその他の利害関係はありません。	法律面からコンプライアンス等当社経営について、有効な指針を示していただくとともに、監査等委員として法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって監査を行っており、社外取締役として適任と判断しております。 また、政木道夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。
青木　眞徳	○	○	当社資本上位会社である株式会社FUJIの100%子会社である株式会社アドテック富士の出身でありますが、株式会社アドテック富士との営業上の取引関係はなく、株式会社FUJIとは通常の取引のみであり、その他の利益関係はありません。また、サンワテクノス株式会社の取締役を兼職されておりますが、サンワテクノス株式会社との仕入取引は軽微であり、営業上の取引関係及びその他の利害関係はありません。	同じ工作機械メーカーの経営者としての経験を有し、その豊富な経験と幅広い知見から、監査等委員として企業全般の監視と有効な助言を行っており、社外取締役として適任と判断しております。 なお、株式会社FUJI出身の当社役員は他におりません。 また、青木眞徳氏との間に特別な利益関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会専属の使用人を配置しておりませんが、監査等委員会からの情報提供等の要請がある場合にはすべての部署の担当者が対応することとしております。
また、監査等委員会補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する体制になっております。
さらに、取締役会の開催に際しては、社外取締役に事前に議案の通知を行うと同時に案件によっては、事前の説明等も実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人の連携につきましては、決算方針について適宜相互に確認を行い、会計監査人の工場実地監査に監査等委員が立ち会う等、其々の独立性を確保しつつ、機動的に対応しております。
また、監査等委員会、内部監査室長は、会計監査人から定期的に、監査報告・レビュー報告及びそれに付随した説明を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役及び執行役員等の経営幹部の選解任、報酬等の承認に係る取締役会の機能の独立性･客観性及び説明責任を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名･報酬諮問委員会を2018年11月に設置しております。2019年度の指名･報酬諮問委員会は、新任取締役候補者･再任取締役候補者の選任についての審議を1回、役員の報酬等に関する審議を1回開催し、その結果を取締役会に答申しております。
なお、本委員会の体制は次のとおりであります。
委員長　森田淳一郎（社外取締役）、委員　政木道夫（社外取締役）、委員　青木眞徳（社外取締役）、委員　武藤公明、委員　山畑喜義

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立役員森田　淳一郎氏は、直前事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日)に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、また、同事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、14回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、監査上の観点からの発言を行っております。
独立役員政木　道夫氏は、直前事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日)に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、また、同事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、12回に出席している他、法令を含む企業社会全体を踏まえた法令上の観点･客観的視点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
独立役員青木　眞徳氏は、直前事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日)に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、また、同事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、12回に出席し、当社の経営にとって有用な指摘、意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬は、固定報酬に加え当年度業績に合わせ変動する賞与となっております。持続的な成長に向けたインセンティブとしての中長期的な業績連動や自社株付与等については実施しておらず、今後の課題として当社の業績及び財務状況を勘案しながら、継続して検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員報酬等の基本的考え方
当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上に資することを基本とし、企業理念及び企業の存立目的の実現を達成しうる優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準ならびに報酬体系となるように制度設計をしております。
(2) 役員報酬等の内容
1 取締役報酬
基本報酬及び賞与で構成しており、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において取締役の報酬額は、年額150百万円以内とすることを決議しております。
2 取締役(監査等委員)報酬
基本報酬のみで構成しており、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において取締役(監査等委員)の報酬額は、年額50百万円以内とすることを決議しております。
3 基本報酬
基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考に、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会、監査等委員会にて決定しております。
4 賞与
賞与は、当社の連結業績に応じて、各取締役の役位、担当部門の業績を勘案し、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会にて決定しております。
(3) 任意の指名・報酬諮問委員会
2020年3月期における役員報酬等の額の決定については、任意の指名・報酬諮問委員会が2019年6月4日にその評価内容を審議して取締役会に答申し、その答申内容を踏まえて2019年6月27日の取締役会にて報酬等を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、監査等委員専属の使用人を配置しておりませんが、監査等委員からの情報提供等の要請がある場合にはすべての部署の担当者が対応することとしております。
また、監査等委員補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する体制になっております。
さらに、取締役会の開催に際しては、社外取締役に事前に議案の通知を行うと同時に案件によっては、事前の説明等も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の重要な経営判断・業務執行等の決定につきましては、すべて「取締役会」に付議され、十分審議の上、決定されており、また、その執行の監査・監督は、取締役相互にて牽制機能を持って監視しております。
さらに、社外取締役3名により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、当該社外取締役(監査等委員)と内部監査室及び会計監査人との連携や内部統制委員会の設置等の多面的な内部統制システムを構築、機能させております。
社外取締役は、独立性が高く、経営上の経験及び高い知見を有する人材を登用しております。
当社は社外取締役に1名、弁護士を登用しており、法律面から当社経営についても有効なアドバイスをいただくとともに、経営の監視についても十分に力を発揮していただけるものと考えております。
したがって現状の体制で経営のチェック機能、監視機能は十分に機能しているものと考えます。
監査の機能強化につきましては、各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の計画・方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主要な事業所の監査、取締役全員とのヒアリング等を積極的に実施し、監査等委員会に報告しております。
また、会計監査人から適宜報告及び説明を受けております。
これらの監査結果を基に監査等委員会は、監査報告書を作成して、取締役会に報告しております。
会計監査の状況は、以下のとおりであります。
(1) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
・齋藤　勉(八重洲監査法人):継続監査年数3年
・渡邊　考志(八重洲監査法人):継続監査年数3年
・滝澤　直樹(八重洲監査法人):継続監査年数1年
(2) 監査業務に係る補助者の構成
・公認会計士　11名
・公認会計士試験合格者　1名
(3) 監査報酬の内容監査証明業務に基づく報酬29,800千円
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、以下のとおりであります。
当社としましては、コーポレート・ガバナンスの実効性確保のために、内部監査室の設置や監査等委員会、内部監査室長と会計監査人との連携強化、内部統制委員会の設置及びその機能の拡充等の多面的な内部統制システムの構築、強化をはかっております。
また、2013年6月27日より、執行役員制度を導入しております。
これは、意思決定の迅速化と業務執行責任者の役割と責任を明確にし、業務執行自体の迅速化をはかるものであります。
さらに、社外取締役を3名体制とし、経営の透明性・健全性の確保の観点から、従来以上の業務執行を含めた経営の監視機能の強化もはかっております。
こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、「経営のチェック機能」「経営の監視機能」が十分に働く体制が構築し得ているといえます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会開催日他のホームページ掲載等株主の利便性向上策を検討中。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、人事異動等の適時開示資料を掲載。 海外展示会への出展情報も「展示会一覧」として掲載中。 業務活動についても「ニュース」「現場からの一言」欄等にて情報発信を推進中。 「定時株主総会招集ご通知」を発送日の同日掲載。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範、経営理念を盛り込んだ「基本方針」の中で「法令の遵守徹底」と「ステークホルダーのより高い満足の追求」を規定しております。
その他	適時開示に係る社内体制を整備、情報管理責任者を決め、会社情報の迅速･的確な開示体制をとっております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（内部統制システムに関する基本的な考え方）

リスクマネジメントと一体をなす内部統制が、適切に構築・運用されることが、業務の効率性を高め、顧客や株主等の信頼性を向上させ、企業価値を高めることにつながり、また、コンプライアンス体制を整え、法令遵守を徹底することが、企業の社会に対する最低限の責任であるという認識のもと、積極的に取り組んでおります。

（内部統制システムの整備状況）

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という）に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築・運用を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、2006年５月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改訂を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が2015年５月１日より施行されたことに伴い、それ以前の2015年４月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改訂しております。

また、2016年６月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年８月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文等の修正も実施済みであります。

当社は、この「基本方針」に基づき、法令・定款・各種規程に則って、業務権限と責任を明確にし、業務の適正性を確保していくよう、業務執行にあたっております。

今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、現状の見直しを常に行い、継続的な改善をはかってまいります。

コンプライアンス体制の整備状況は、取締役または使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制構築として、「コンプライアンス基本規程」「内部通報規程」を整備し、運用中であります。

情報管理体制としては、取締役または使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備として、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適正に運用中であります。

さらに、天災等も含めた不測の事態に対する備えも、「緊急対応規程」に基づき、「対策本部」を設置して対応するよう整備済であり、反社会的勢力を排除する体制も外部公的機関との連携体制も含め構築済であります。

金融商品取引法及びその他法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用中であります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」について、2020年６月26日開催の当社第94回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。
なお、本買収防衛策の有効期限は2023年６月に開催される当社第97回定時株主総会の終結の時までとなります。
(1) 会社の支配に関する基本方針について
上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。
しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。
このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。
したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
(2) 買収防衛策導入の目的
導入の目的は、上記「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。
当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、本買収防衛策を導入することとしたものです。
なお、より詳しい本買収防衛策の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.hamai.com)をご参照ください。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

―模式図―

＜ コーポレート・ガバナンス体制　＞

